

国頭村津波避難計画

**平成29年3月
国頭村**

目次

第1章 総則	1
1 目的	1
2 計画の適用範囲	1
3 計画の修正	1
4 用語の意味	1
5 大津波警報、津波警報及び津波注意報が発表されたとき	2
第2章 防災体制	3
1 防災体制	3
2 職員の連絡・参集体制	4
3 津波警報等の収集・伝達	4
第3章 避難勧告、避難指示（緊急）等の発令	5
1 避難準備・高齢者等避難準備、避難勧告、避難指示（緊急）の発令・解除の基準	5
2 伝達方法及び担当者	5
第4章 地域の津波避難計画	8
1 想定する津波	8
2 地域ごとの津波避難計画	8
3 避難行動要支援者の避難支援	13
4 観光客・旅客等の避難支援	14
第5章 津波対策の教育・啓発	15
1 津波対策の教育	15
2 津波防災意識の啓発	15
第6章 津波避難訓練の実施	16
1 総合防災訓練	16
2 地区の津波避難訓練	16
第7章 施設等の整備	16
1 標識の整備	16
2 津波避難ビルの選定	16
3 津波避難タワーの整備	16
【巻末資料】	
○津波一時避難施設・津波避難ビル一覧	17
○一時避難所	17
○指定避難所	17
○要配慮者（避難行動要支援者）優先避難所	17
○避難指示・勧告等の連絡を必要とする施設一覧	18
○区長名簿	19
○民生委員・児童委員名簿	20
○津波浸水予測図、到達時間、津波の高さ等の予測データ	21
○非常持出品リスト	22

第1章 総則

1 目的

本計画は、地震が発生又は津波警報・注意報が発表された直後から、津波が終息するまでの概ね数時間～数十時間の間、津波から住民等の生命、身体の安全を確保するための避難対策を定めることを目的とする。

2 計画の適用範囲

本計画は、津波に関する緊急避難対策のみを適用範囲とする。避難後の応急・復旧対策等については、地域防災計画の定めによるものとする。

3 計画の修正

本計画は毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

4 用語の意味

本計画において、使用する用語の意味は、次のとおりである。

《用語の意味》

用語	用語の意味等	
津波浸水想定区域	最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域及び水深をいう。	
バッファゾーン	浸水予測計算上は浸水しないが、予測の不確実性を考慮して浸水のおそれのある区域として設定する区域である。	
避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域に基づき指定する。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、バッファゾーンを設けて広い範囲で指定する。	
避難可能範囲	徒歩を前提として、避難開始から津波到達予想時間までの間に避難することが可能な範囲をいう。歩行速度と避難距離から設定する。	
避難困難地域	津波到達予想時間までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域をいう。	
避難路	避難する場合の主要な道路である。	避難路及び避難経路を総称して、「避難路等」と表す。
避難経路	避難する場合の経路である。	
避難目標地点	津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所で、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点をいう。必ずしも指定緊急避難場所とは一致しない。	指定緊急避難場所、避難目標地点及び津波避難ビルを総称して、「避難先」と表す。
指定緊急避難場所	津波の危険から緊急避難するために、原則として、避難対象地域の外に定める高台の施設や空地等の場所をいう。 市町村が指定に努めるもので、情報機器、非常食料、毛布等が整備されていることが望ましいが、命を守ることを優先するため「指定避難所」とは異なりそれらが整備されていないこともあり得る。	
津波避難ビル	避難困難地域の避難者や逃げるのが困難な避難者が緊急に避難する避難対象地域内の建物をいう。	
指定避難所	住宅が損壊した被災者等が仮設住宅などに移転できるまでの間や比較的長期にわたって避難する施設。市町村が避難対象地域の外に指定するもので、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等が整備されていることが望ましい。	
津波ハザードマップ	津波浸水想定区域を地図に示し、必要に応じて指定緊急避難場所等の付加的な防災関連情報を加えたものをいう。	

5 大津波警報、津波警報及び津波注意報が発表されたとき

津波による災害が予想される場合には、地震発生後、約3分で大津波警報、津波警報または津波注意報が気象台から発表される。ただし、マグニチュード8を超える巨大地震と判断される場合には、正しい地震の規模をすぐには把握できないため、その海域における「最大級の津波を想定して」、大津波警報や津波警報が発表される。この場合、予想される津波の高さは、「巨大」、「高い」という言葉で発表される。また、正確な地震の規模が分かった場合に、予想される津波の高さは、1m、3m、5m、10m、10m超の5段階で発表される。

津波警報が発表された場合、住民は、以下の行動をとることが大切である。

- 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難すること。
- ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難すること。
- 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないようにすること。

《津波警報等の種類と内容》

	予想される津波の高さ		住民の取るべき行動
	数値での発表 (発表基準)	巨大地震の 場合の表現	
大津波警報※	10m超 (10m<高さ)	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
	10m (5m<高さ≤10m)		
	5m (3m<高さ≤5m)		
津波警報	3m (1m<高さ≤3m)	高い	
津波注意報	1m (20cm≤高さ≤1m)	(表記しない)	海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れる。津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※大津波警報は特別警報に位置づけられている。

第2章 防災体制

1 防災体制

地震及び津波に対する村の防災体制は、次のとおりである。

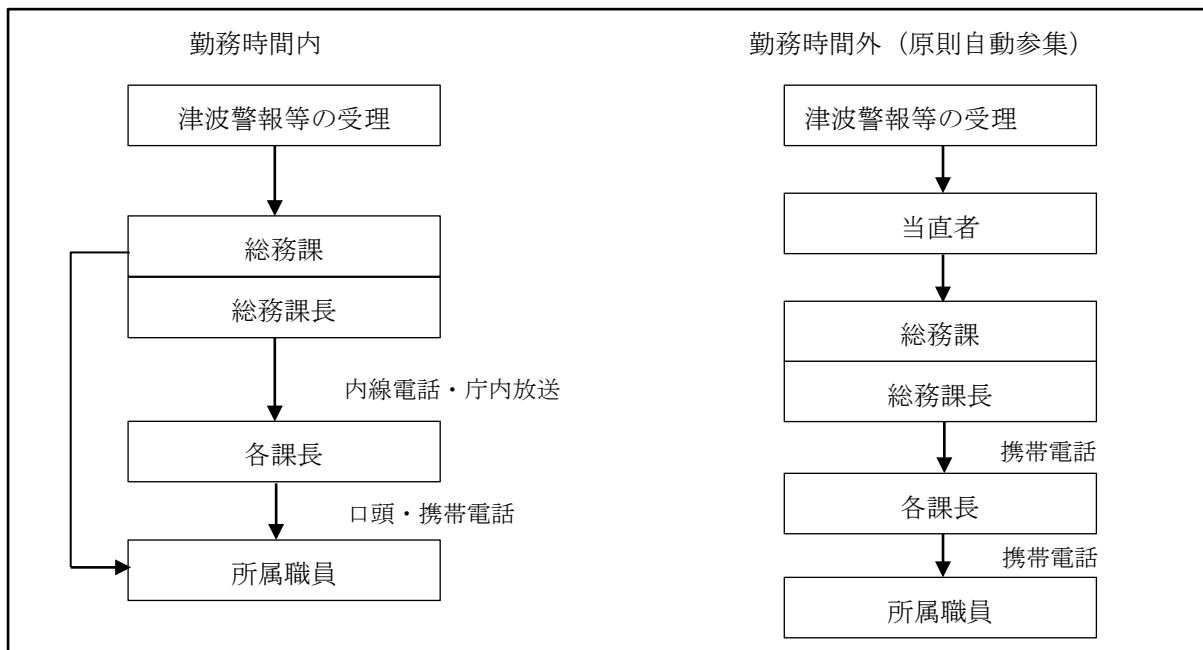
【地震・津波の防災体制】

配 備 体 制	配 備 基 準	配 備 要 員
第 1 次 配 備 (災害対策 準備体制)	1 気象情報等により災害の発生が予想される事態である が災害発生まで、多少の時間的余裕がある場合 2 気象庁が、沖縄県内で震度4が観測された旨発表した場 合 3 気象庁が、沖縄県が属する津波予報区のいずれかに津波 注意報を発表した場合	1 各部・班の情報 担当及び連絡 担当要員は配 置につく 2 その他の職員 は待機の体制 をとる
第 2 次 配 備 (災害警戒本部) (警戒体制)	1 県の全域又は、村の地域に災害が発生するおそれがあり 警戒を要する場合 2 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱くても 長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで必要と認め たとき 3 気象庁が、沖縄県の全域又は一部の地域で震度5弱が観 測された旨発表した場合 4 気象庁が、沖縄本島地方に津波注意報を発表した場合 で、特に情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必 要があるとき 5 気象庁が、沖縄本島地方に津波警報を発表したとき 6 その他特に村長が必要と認めたとき	1 各部・班の警戒 本部要員は配 置につく 2 その他の職員 は配置につく 体制をとる
第 3 次 配 備 (災害対策本部) (救助体制) (非常体制)	1 気象庁が、沖縄本島地方に津波警報を発表し、かつ重大 な災害の発生する恐れがあるとき 2 地震又は津波により、県の全域又は、村の地域に重大な 災害が発生したとき 3 県の全域又は、村の地域に、災害救助法（昭和22年法律 第118号）の適用を要する地震又は津波災害が発生した とき 4 気象庁が、震度5強以上が観測された旨を発表したとき 5 気象庁が、沖縄本島地方に大津波警報を発表したとき 6 その他特に村長が必要と認めたとき	1 災害救助の実 施に必要な災 害対策本部要 員は配置につ く 2 村長が必要と 認める場合、全 職員が配置に つく

2 職員の連絡・参集体制

勤務時間外に津波警報及び津波注意報が発表された場合の職員（消防団を含む）の連絡・参集体制は「地域防災計画」、「職員初動体制表」に定めるもののほか、次による。

なお、地震発生時は職員自らが情報を覚知して自動的に参集を行うことを原則とする。
《職員への連絡方法》

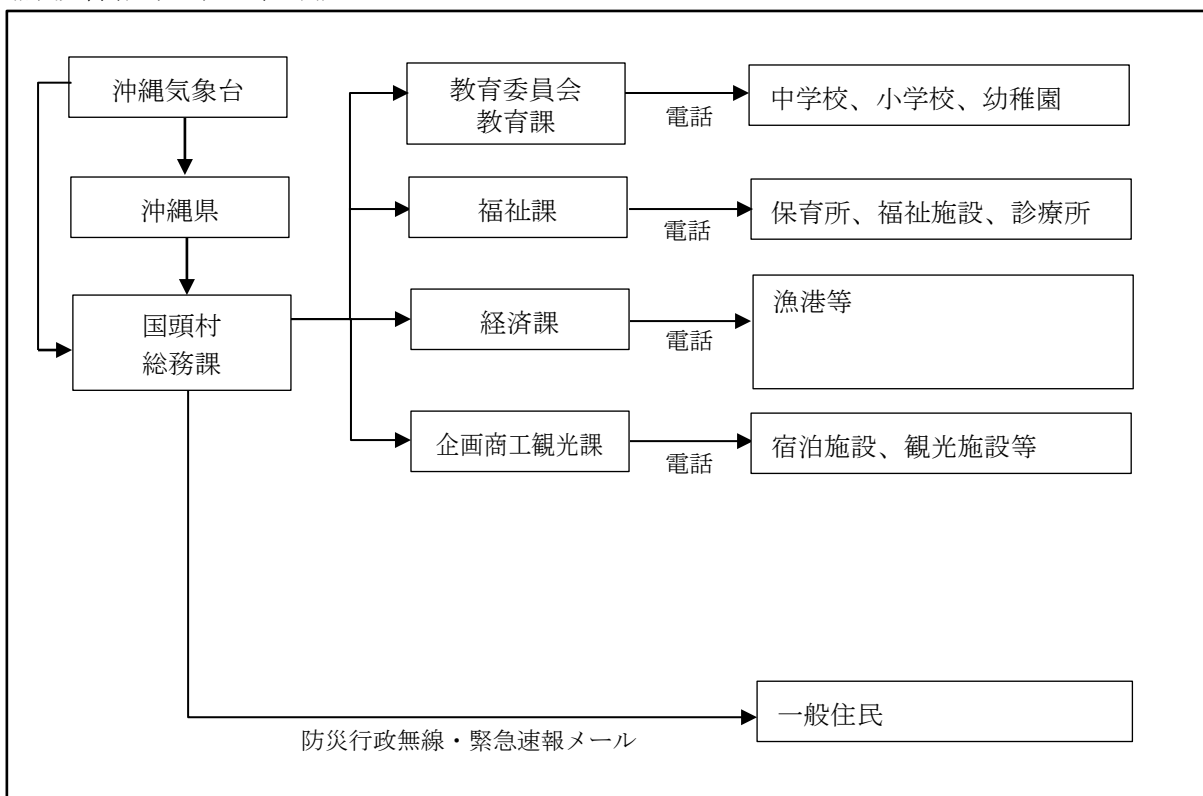


3 津波警報等の収集・伝達

（１）津波警報等の収集・伝達

津波警報等の収集・伝達は、次のように行う。

《津波警報等の伝達経路》



第3章 避難勧告、避難指示（緊急）等の発令

1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令・解除の基準

（1）発令基準

「国頭村避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に記載されている判断基準に応じて、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を発令する。

（2）解除の基準

「国頭村避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に記載されている判断基準に応じて、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を解除する。

2 伝達方法及び担当者

避難勧告、避難指示（緊急）の発令及び解除の住民等への伝達方法及び担当は、次のとおりである。

（1）村民等への伝達

- ①総務課が防災行政無線（固定系）及び緊急速報メールにより伝達する。
- ②村職員、消防職員、消防団員が、広報車により巡回し伝達する。ただし、津波到達時刻等を考慮の上、従事者の安全が十分確保されることを前提とした上で実施するものとする。
- ③国頭地区行政事務組合消防本部がサイレンを吹鳴する。

(2) 施設への伝達

施設への伝達は次のように行う。

《避難勧告、避難指示等の連絡担当と手段》

伝達先	担 当	伝達方法（番号）
辺土名幼稚園	教育課	電話（0980-41-2240）
奥間小学校	教育課	電話（0980-41-2311）
辺土名小学校	教育課	電話（0980-41-2110）
佐手小学校	教育課	電話（0980-41-2943）
北国小学校	教育課	電話（0980-41-8966）
奥小学校	教育課	電話（0980-41-8110）
安田小学校	教育課	電話（0980-41-7557）
安波小学校	教育課	電話（0980-41-7556）
国頭中学校	教育課	電話（0980-41-2205）
辺土名保育所	福祉課	電話（0980-41-2168）
奥間保育所	福祉課	電話（0980-41-5414）
老人福祉センター	福祉課	電話（0980-41-5231）
村立保健センター	福祉課	電話（0980-41-5767）
社会福祉協議会	福祉課	電話（0980-41-5231）
特別養護老人ホーム北斗園	福祉課	電話（0980-41-2270）
国頭村立診療所	福祉課	電話（0980-41-5380）
東部へき地診療所	福祉課	電話（0980-41-7511）
国頭漁業協同組合	経済課	電話（0980-41-2588）
国頭村商工会	企画商工観光課	電話（0980-41-5116）
観光物産センター（道の駅）	企画商工観光課	電話（0980-41-5555）
観光案内所	企画商工観光課	電話（0980-41-2420）
オクマプライベートビーチ&リゾート	企画商工観光課	電話（0980-41-2222）
奥間レストセンター（セキュリティ）	企画商工観光課	電話（090-9780-2793）

(3) 不特定多数への伝達

走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、漁業従事者及び観光客等、不特定多数への伝達は次のように行う。

- ①確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、携帯電話及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。
- ②ビーチの利用者またはその周辺にいる人々には、企画商工観光課からの連役により各ビーチの指定管理者が屋外スピーカ等により呼びかける。
- ③漁港の漁業従事者には、経済課からの連絡により、国頭漁業協同組合が無線や携帯電話等により呼びかける。

(4) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の伝達文の内容

①避難指示の伝達文の例（大津波警報、津波警報が発表された場合）

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
- こちらは、国頭村役場です。
- 大津波警報（または、津波警報）が発表されたため、○時○分に○○地域に津波災害に関する避難指示を発令しました。
- ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。
- ※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

②避難指示の伝達文の例（強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合）

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
- こちらは、国頭村役場です。
- 強い揺れの地震がありました。
- 津波が予想されるため、○時○分に○○地域に津波災害に関する避難指示を発令しました。
- ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。
- ※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

③避難指示の伝達文の例（津波注意報が発表された場合）

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
- こちらは、国頭村役場です。
- 津波注意報が発表されたため、○時○分に○○地域に津波災害に関する避難指示を発令しました。
- 海の中や海岸付近は危険です。ただちに海岸から離れて高い場所に避難してください。
- ※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

第4章 地域の津波避難計画

1 想定する津波

本計画で想定する地震及び津波は、次のとおりである。

想定地震

⑥沖縄本島東方沖地震（マグニチュード8.2） ⑦沖縄本島北東沖地震（マグニチュード8.2）

⑮沖縄本島北西沖地震（マグニチュード8.1）

《国頭村における最大クラスの津波の到達時間及び最大遡上高等》

代表地点	最大遡上高	影響開始時間 ±20cm ^{注1}	影響開始時間 +50cm ^{注1}	津波到達時間 ^{注2}
奥	11.3m	8分	14分	16分
安田	19.4m	8分	14分	17分
辺土名	9.3m	22分	33分	36分
辺野喜	6.3m	20分	24分	25分

注1：影響開始時間（±20cm）は、地震発生から海岸・海域の人命に影響が出る恐れのある水位変化が生じるまでの時間のことをいう。影響開始時間（+50cm）は、避難に影響が出る恐れのある水位上昇が生じるまでの時間のことをいう。

注2：津波到達時間とは、地震発生から津波第一波のピークが海岸に到達するまでの時間のことをいう。

2 地域ごとの津波避難計画

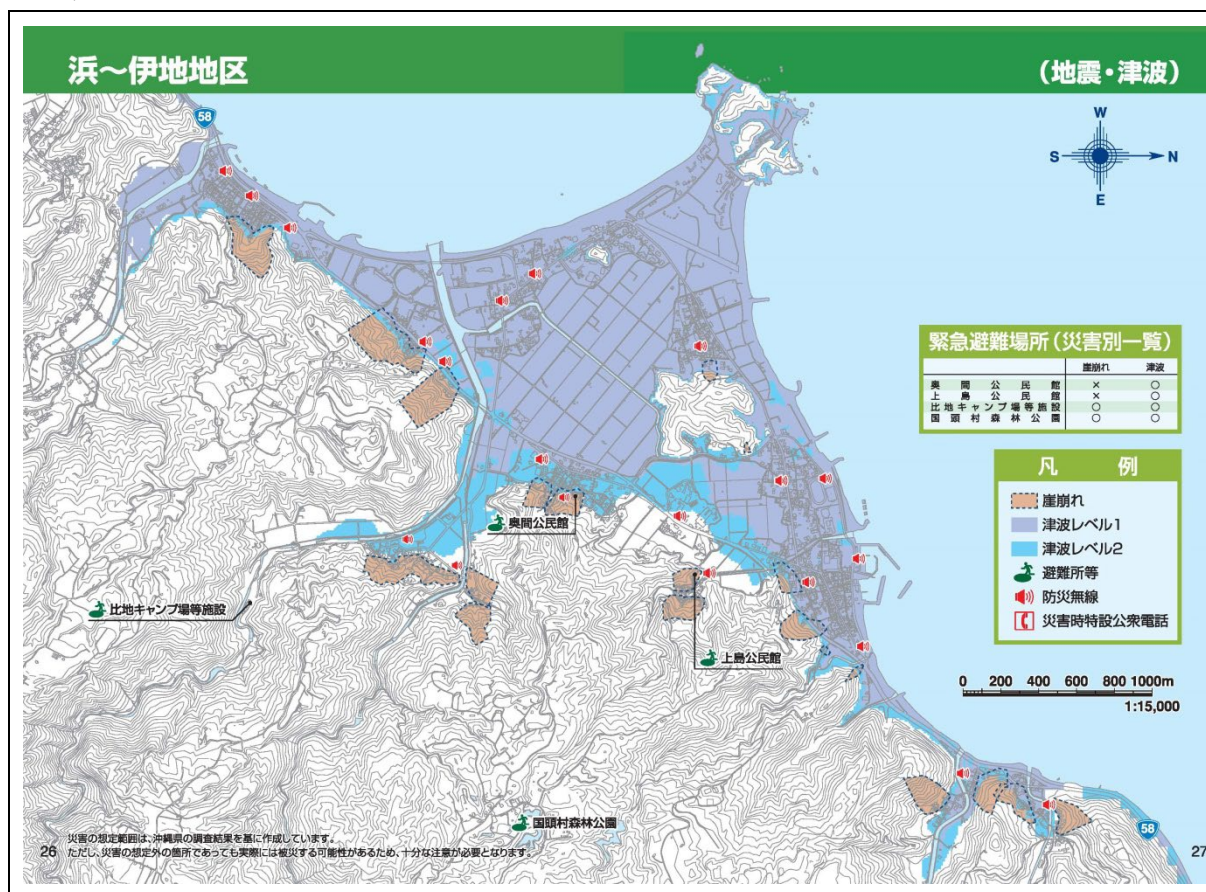
地域の避難対象地域、避難困難地域、避難路、避難目標地点・指定緊急避難場所、津波避難ビルは次のとおりとする。

《地域ごとの津波避難計画》

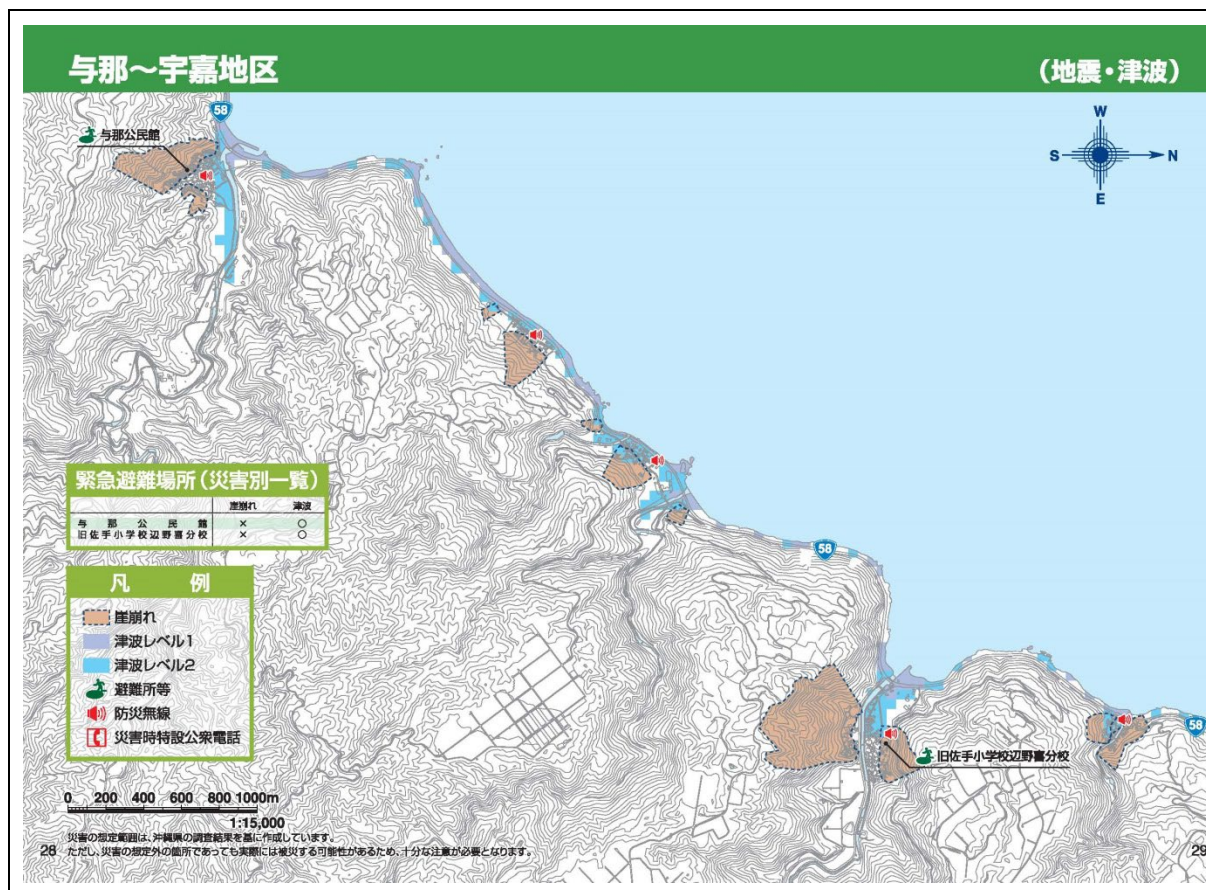
避難対象地域	対象人口	避難路・避難経路	避難目標地点	緊急避難場所	備考
浜地区	156世帯 367人	国道58号	近隣の高台	奥間公民館 上島公民館 比地キャンプ場等施設 国頭村森林公園	
半地地区	71世帯 171人	国道58号	近隣の高台	奥間公民館 上島公民館 比地キャンプ場等施設 国頭村森林公園	
比地地区	61世帯 134人	国道58号	近隣の高台	奥間公民館 上島公民館 比地キャンプ場等施設 国頭村森林公園	
鏡地地区	166世帯 397人	国道58号	近隣の高台	奥間公民館 上島公民館 比地キャンプ場等施設 国頭村森林公園	
奥間地区	220世帯 450人	国道58号	近隣の高台	奥間公民館 上島公民館 比地キャンプ場等施設	

避難対象地域	対象人口	避難路・避難経路	避難目標地点	緊急避難場所	備考
				国頭村森林公園	
桃原地区	118世帯 283人	国道58号	近隣の高台	奥間公民館 上島公民館 比地キャンプ場等施設 国頭村森林公園	
辺土名地区	713世帯 1530人	国道58号	近隣の高台	奥間公民館 上島公民館 比地キャンプ場等施設 国頭村森林公園	
宇良地区	58世帯 129人	国道58号	近隣の高台	奥間公民館 上島公民館 比地キャンプ場等施設 国頭村森林公園	
伊地地区	84世帯 201人	国道58号	近隣の高台	奥間公民館 上島公民館 比地キャンプ場等施設 国頭村森林公園	
与那地区	100世帯 211人	国道58号	近隣の高台	与那地区交流拠点 施設 旧佐手小学校辺野 喜分校	
謝敷地区	25世帯 40人	国道58号	近隣の高台	与那地区交流拠点 施設 旧佐手小学校辺野 喜分校	
佐手地区	44世帯 84人	国道58号	近隣の高台	与那地区交流拠点 施設 旧佐手小学校辺野 喜分校	
辺野喜地区	93世帯 163人	国道58号	近隣の高台	与那地区交流拠点 施設 旧佐手小学校辺野 喜分校	
宇嘉地区	26世帯 42人	国道58号	近隣の高台	与那地区交流拠点 施設 旧佐手小学校辺野 喜分校	
宜名真地区	75世帯 125人	国道58号	近隣の高台	北国小学校 辺戸公民館	
奥地区	104世帯 184人	国道58号	近隣の高台	北国小学校 辺戸公民館	
楚洲地区	41世帯 77人	県道70号線	近隣の高台	楚洲あさひの丘	
安田地区	93世帯 175人		近隣の高台		
安波地区	86世帯 169人		近隣の高台		

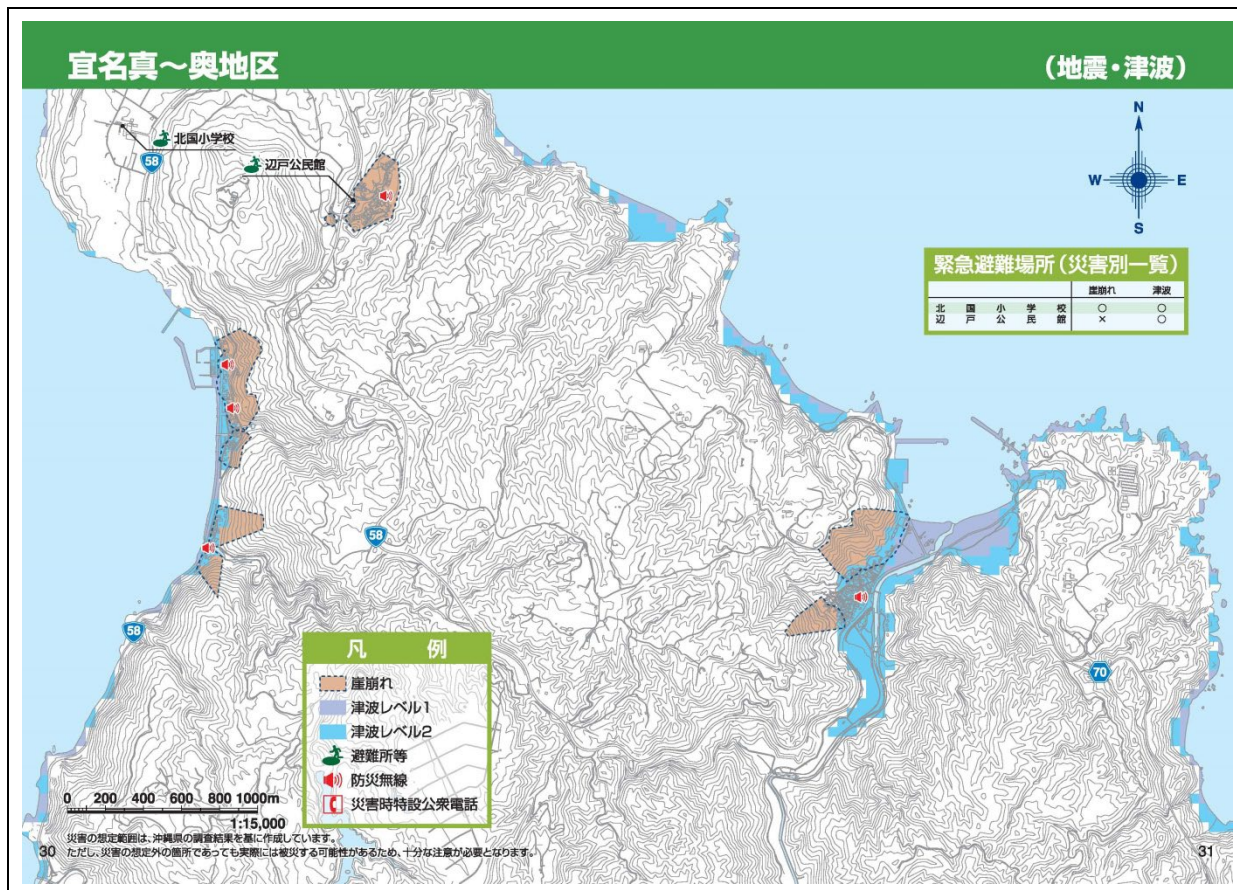
《浜～伊地地区における避難対象地域》



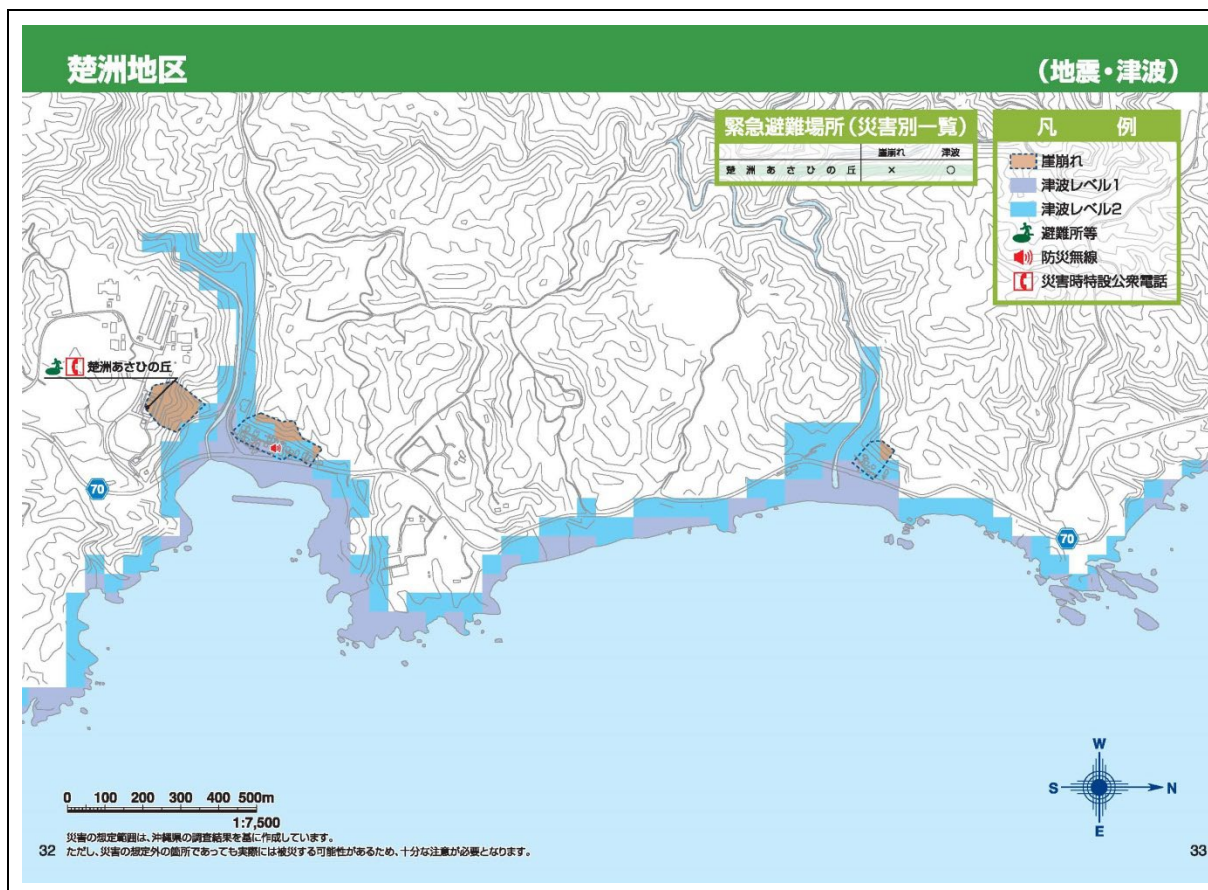
《与那～宇嘉地区における避難対象地域》



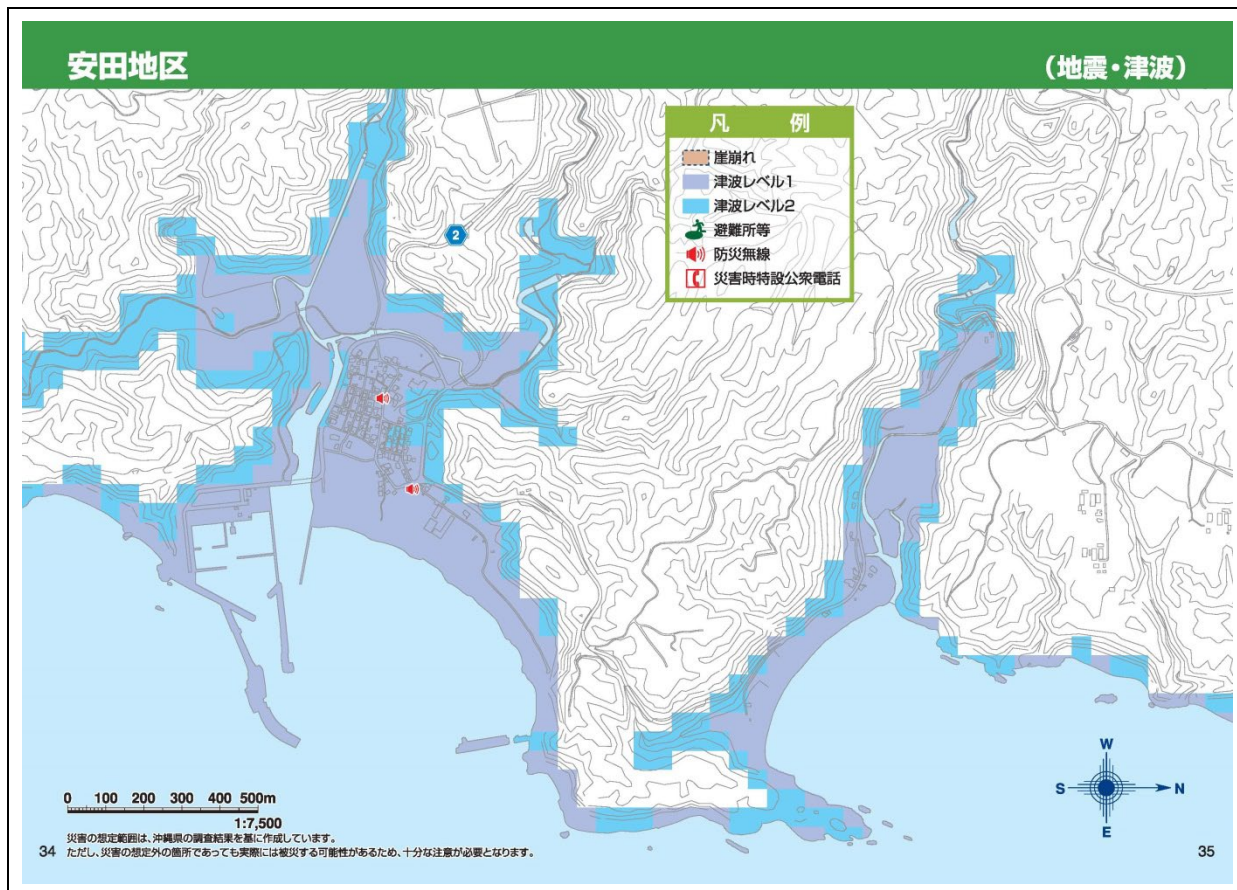
《宜名真～奥地区における避難対象地域》



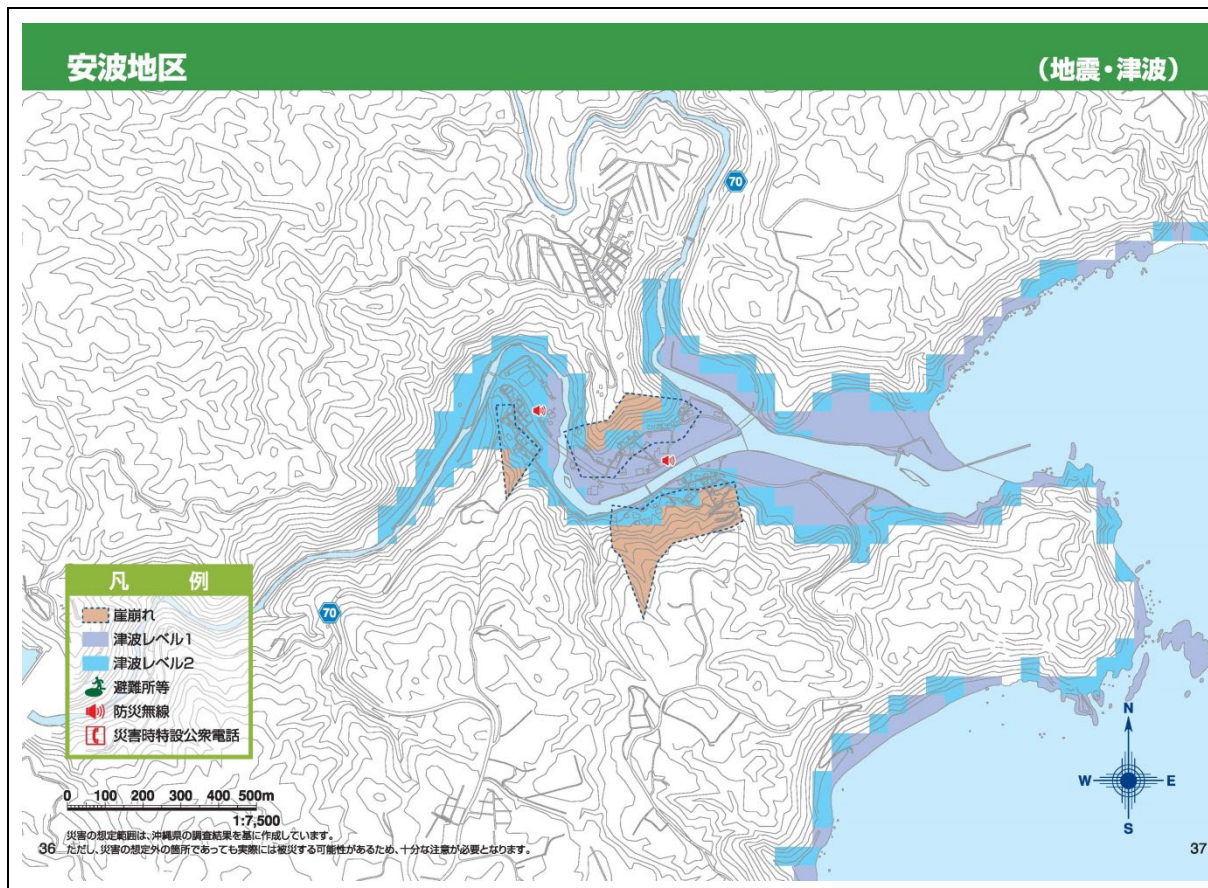
《楚洲地区における避難対象地域》



《安田地区における避難対象地域》



《安波地区における避難対象地域》



3 避難行動要支援者の避難支援

津波警報発令時、村は「避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画（案））」に基づき、避難対象地域内における避難行動要支援者の避難誘導等の支援を行う。

避難誘導に当たっては、地域住民、自主防災組織及び民生委員等の支援者の協力を得て、避難情報の伝達、高台への誘導及び安否確認を行うものとする。

（１）避難行動要支援者名簿の提供

村は、「国頭村地域防災計画（平成28年3月国頭村防災会議）」に基づき、避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、警察署、民生委員・児童委員、村社会福祉協議会、自主防災組織、その他関係者に名簿情報を提供する。

名簿情報の提供は名簿を管理する福祉課を通じて行う。また、名簿情報の取扱についても同計画に基づき慎重に行うものとする。

（２）避難行動要支援者施設

避難行動要支援者施設の避難計画は、次のとおりである。

《避難行動要支援者施設の津波避難計画》

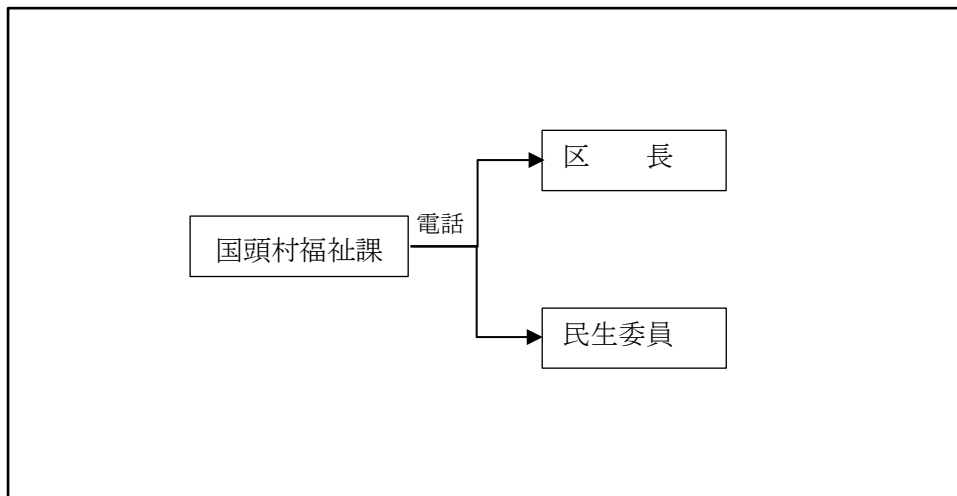
施設名	収容人員	指定緊急避難場所等	避難方法	誘導者
特別養護老人ホーム 北斗園	200人	奥間公民館 上島公民館 比地キャンプ場等施設 国頭村森林公園	原則徒歩 歩行困難者は施設の 車両	施設管理者
国頭村老人福祉センター	100人	奥間公民館 上島公民館 比地キャンプ場等施設 国頭村森林公園	原則徒歩 歩行困難者は施設の 車両	施設管理者
楚洲あさひの丘	500人		原則徒歩 歩行困難者は施設の 車両	施設管理者

※施設ごとに避難場所を明記する。

(3) 在宅避難行動要支援者

在宅避難行動要支援者の支援に関する連絡系統及び支援体制は次のとおりである。

《連絡系統及び支援体制》



4 観光客・旅客等の避難支援

観光客・旅客等の避難計画は、次のとおりである。

《観光客・旅客の津波避難計画》

施設・ビーチ	指定緊急避難場所等	誘導者
観光物産センター（道の駅）	奥間公民館 上島公民館 比地キャンプ場等施設 国頭村森林公園	施設管理者
オクマプライベートビーチ&リゾート	奥間公民館 上島公民館 比地キャンプ場等施設 国頭村森林公園	施設管理者

第5章 津波対策の教育・啓発

1 津波対策の教育

村は、小中学校の学校教育において、津波避難教育の時間を設定し、津波の知識、避難場所の確認、避難方法等について、児童・生徒に教育を行う。

2 津波防災意識の啓発

村は、村民に対する津波防災意識の啓発として、以下の対策を実施する。

(1) 津波に対する心得

津波避難において、住民等が是非とも認識しておく必要がある「津波に対する心得」は次のとおりである。この心得を絶えず住民等の心に止めておくためには、様々な機会に多様な手段により、津波防災に関する啓発、教育を実施する。

このため、次の手段、内容、啓発の場等を組み合わせながら、各地域の実情（津波災害歴の有無、海岸付近の土地利用、地域コミュニティの成熟度、社会環境の変化等）に応じて啓発、教育を実施する。

《津波に対する心得》

1	強い地震（震度4程度以上）の揺れ又は弱い地震でも長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
2	地震を感じなくても、大津波警報・津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
3	正しい情報をラジオ、テレビ、広報車等を通じて入手する。
4	津波注意報でも海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
5	津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報・津波警報や津波注意報が解除されるまでは気をゆるめない。

(2) ハザードマップの作成・配布

県が実施した津波シミュレーションの浸水予測図に基づき、津波の到達範囲、指定緊急避難場所、避難路、津波避難ビルを表示したハザードマップを作成し、全村民に配布する。

また、作成にあたっては、地域ごとにワークショップを開催し、村民への周知を図る。



(3) ホームページの作成

村のホームページにハザードマップ、県が作成した海拔高度図及び津波の知識をまとめた資料を掲載し、津波の知識の周知を図る。

第6章 津波避難訓練の実施

1 総合防災訓練

村は、住民、自主防災組織、関係機関等が参加する総合防災訓練を1年に1回以上開催する。総合防災訓練においては、津波避難を位置づけ、避難行動を検証するものとする。

2 地区の津波避難訓練

各地区の自治会、自主防災組織は、地区の住民が参加する津波避難訓練を実施する。村、消防署は、訓練を実施するよう働きかけ、必要な資機材の提供等を行い、これを支援する。

第7章 施設等の整備

1 標識の整備

村は、県の海拔高度図等を基にして、街角に海拔高度の標識を設置する。また、津波避難ビル・指定緊急避難場所の施設には、看板等を設置する。

なお、作成にあたっては、県の「海拔表示等にかかるガイドライン」に準じたデザインとなるように留意する。

2 津波避難ビルの選定

村は、避難困難区域周辺にある堅牢な建物を調査し、津波避難ビルとして活用できるように所有者等と協定を締結する。

3 津波避難タワーの整備

村は、津波避難ビルや高台が存在しない場合は、津波避難タワーの設置を検討する。

巻末資料

【津波一時避難施設・津波避難ビル一覧】

《津波襲来時に高台へ避難する時間的余裕がない場合に、津波から身を守るため一時的に避難するための施設》 ※国頭村に対象施設なし

No.	施設名称	住所	電話番号

【一時避難所】

《災害時に一時的に避難できる広場、公園、空地など》

※津波非対応の一時避難所を除く。

No.	施設名称	住所	電話番号
1	旧佐手小学校辺野喜分校グラウンド	字辺野喜58	—
2	北国小学校グラウンド	字宜名真535	0980-41-8966
3	比地キャンプ場等施設	字比地781-1	0980-41-3636
4	国頭村森林公園	字辺土名1094	0980-50-1022
5	やんばる学びの森	字安波1301-7	0980-41-7979

【指定避難所】

《自然災害等により住居等を失うなど、継続して救助を必要とする住民に対して、宿泊、給食等の生活機能を提供できる施設で学校など》

※津波非対応の指定避難所を除く。

No.	施設名称	住所	電話番号
1	旧佐手小学校辺野喜分校	字辺野喜 58	—
2	北国小学校	字宜名真 535	0980-41-8966
3	奥間公民館	字奥間64	0980-41-2412
4	上島公民館	字辺土名1165	
5	与那地区交流拠点施設	字与那68	0980-41-2287
6	辺戸公民館	字辺戸51-3	0980-41-8502

【要配慮者（避難行動要支援者）優先指定避難所】

《高齢者、体の不自由な方、乳幼児など避難生活に際して何らかの介助を必要とする方を優先的に配置する指定避難所》

※津波非対応の要配慮者優先指定避難所を除く。

No.	施設名称	住所	電話番号
1	楚洲あさひの丘	字楚洲517	0980-41-8888

【避難指示・勧告等の連絡を必要とする施設一覧】

介護施設	住所	電話番号
特別養護老人ホーム北斗園	字辺土名 1692	0980-41-2270
医療機関		
国頭村立診療所	字辺土名 1437	0980-41-5380
東部へき地診療所	字安田 170	0980-41-7511
公民館		
浜公民館	字浜 102	0980-50-1350
半地公民館	字半地 248	
比地コミュニティ施設	字比地 151-2	0980-41-3135
鏡地公民館	字鏡地 172-2	
奥間公民館	字奥間 64	0980-41-2412
桃原公民館	字桃原 49	0980-41-5591
辺土名公民館	字辺土名 791	0980-41-2347
上島公民館	字辺土名 1165	
宇良公民館	字宇良 47-2	0980-41-5883
伊地地区体育館	字伊地 152-3	0980-41-5987
与那地区交流拠点施設	字与那 68	0980-41-2287
謝敷公民館	字謝敷 213	0980-50-1355
佐手公民館	字佐手 135	0980-41-2606
辺野喜公民館	字辺野喜 47	0980-41-2011
宇嘉公民館	字宇嘉 2	0980-41-5883
宜名真公民館	字宜名真 214	0980-41-8532
辺戸公民館	字辺戸 51-3	0980-41-8502
奥集落センター	字奥 133	0980-41-8446
楚洲公民館	字楚洲 325	
安田公民館	字安田 853	0980-41-7138
安波公民館	字安波 110	0980-41-7272
保育所・保育園		
辺土名保育所	辺土名 178	0980-41-2168
奥間保育所	奥間 1691	0980-41-5414
幼稚園・小学校・中学校		
辺土名幼稚園	字辺土名 182	0980-41-2240
奥間小学校	字奥間 1	0980-41-2311
辺土名小学校	字辺土名 181	0980-41-2110
佐手小学校	字佐手 293	0980-41-2943
北国小学校	字宜名真 535	0980-41-8966
奥小学校	字奥 313	0980-41-8110
安田小学校	字安田 279	0980-41-7557
安波小学校	字安波 601	0980-41-7556
国頭中学校	字辺土名 1463	0980-41-2205
その他		
観光物産センター（道の駅）	奥間 1605	0980-41-5555
観光案内所	奥間 1569-1	0980-41-2420
オクマプライベートビーチ&リゾート	奥間 913	0980-41-2222
奥間レストセンター（セキュリティ）		090-9780-2793

【区長名簿】

平成28年度 区長名簿					
(平成28年4月1日現在)					
住 所 (自宅)	氏 名	自 宅 (TEL)	TEL・所在地 区事務所	共 同 店 (TEL)	文 書 送 送 先
浜 5	島袋 榮一	41-2962	50-1350 浜 102	41-3288	〒905-1415 自宅 ※左記欄参考
半 地 49	嘉味田 常子	41-2854	半地 248	——	〒905-1414 自宅
比 地 84	山 川 明	41-2742	41-3135 比地 151-2	——	〒905-1413 自宅
鏡 地 176-2	仲間 正弘	41-5448	41-5952 鏡地 176	41-2391	〒905-1416 自宅
奥 間 202	金 城 功	41-5496	41-2412 奥間 64	41-2323	〒905-1412 区事務所 (公民館内)
桃 原 114	比嘉 良幸	41-5615	41-5591 桃原 49	41-2303	〒905-1417 区事務所 (公民館内)
辺土名 213	大 田 功	41-5415	41-2347 辺土名 791	——	〒905-1411 区事務所 (公民館内)
宇 良 479	宮里 博	41-5528	宇良 47-2	——	〒905-1429 自宅
伊 地 204	小浜 良彦	41-2519	41-5987 伊地 152-3	41-5835	〒905-1428 自宅
与 那 358	津波 敏久	41-5060	50-1356 与那 68	41-2287	〒905-1427 自宅
謝 敷 639-1	前田 徳榮	41-5546	50-1355 謝敷 213	——	〒905-1426 自宅
佐 手 652	宮城 達子	41-2814	41-2606 佐手 133	——	〒905-1425 自宅
辺野喜 136	金城 勇市	41-5566	41-2011 辺野喜 47	41-5637	〒905-1424 自宅
宇 嘉 397	宮城 清高	080-6492-2954	41-5883 宇嘉 2	41-5145	〒905-1423 自宅
宜名真 253	山入端 立全	080-6499-1200	41-8532 宜名真 214	41-8143	〒905-1422 区事務所 (公民館内)
辺 戸 8	石原 昌一	41-8208	41-8502 辺戸 51-3	41-8440	〒905-1421 区事務所 (公民館内)
奥 150	糸満 盛也	41-8390	41-8446 奥 133	41-8101	〒905-1501 区事務所 (公民館内)
楚洲 742-17	前川 尚之	41-8607	41-8800 楚洲 325	41-8900	〒905-1502 自宅
安田 114-10	伊計 忠	41-7177	41-7138 安田 858	41-7355	〒905-1503 区事務所 (公民館内)
安 波 71	比嘉 俊夫	41-7343	41-7272 安波 110	41-7461	〒905-1504 区事務所 (公民館内)

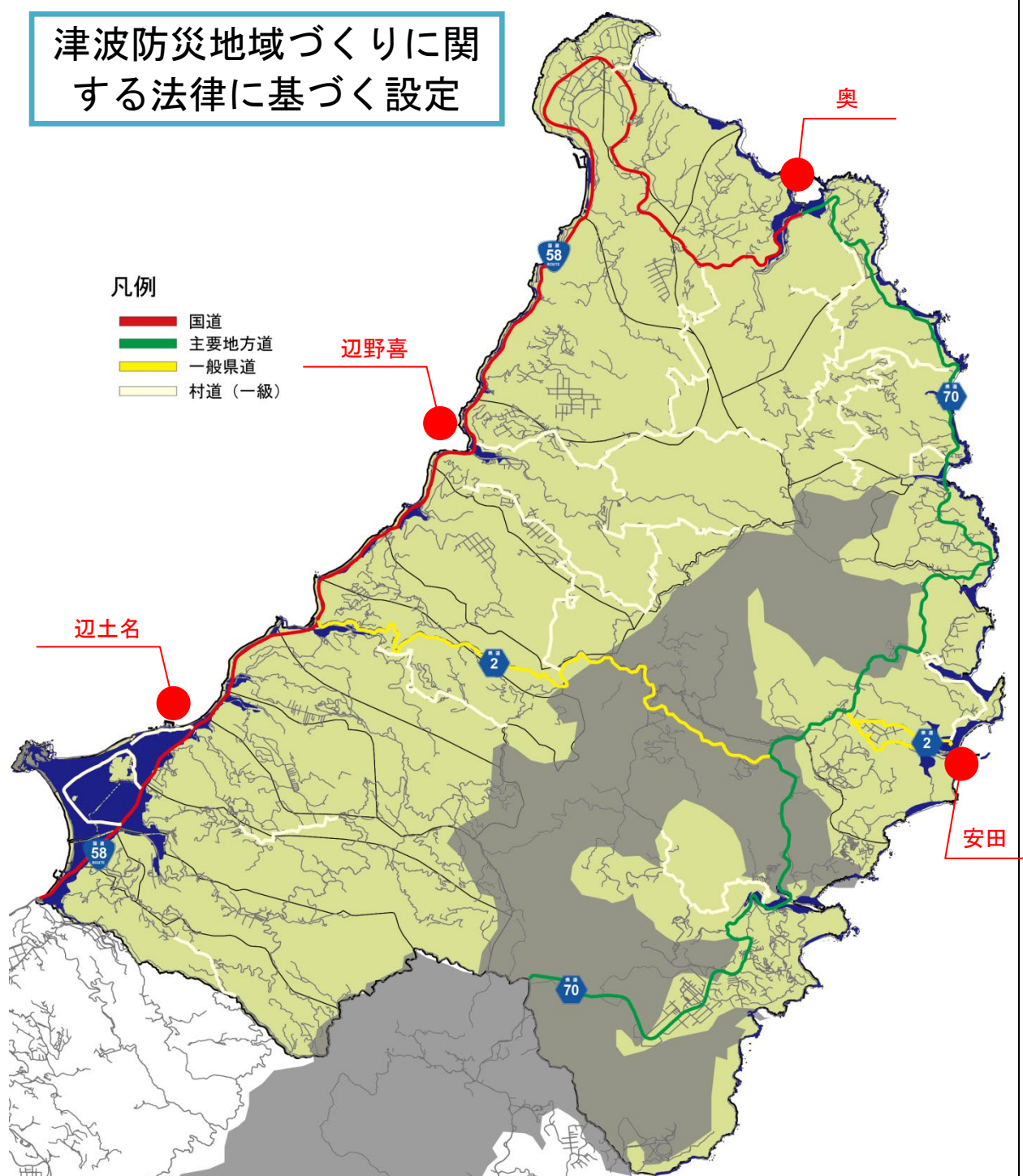
【民生委員・児童委員名簿】

平成28年度 民生委員・児童委員 名簿

任期 平成31年11月30日

整理 番号	担当区域	氏 名	住 所	委嘱年月日	TEL	携帯番号
1	浜	金城 敬子	国頭村字浜 1 4 7 番地	H13. 12. 1	41-5552	090-3793-7790
2	半地	嘉味田 常子	国頭村字半地 4 9 番地	H22. 12. 1	41-2854	090-5732-6694
3	比地	山川 明	国頭村字比地 8 4 番地	H16. 12. 1	41-2742	090-8293-7436
4	鏡地	仲間 由紀子	国頭村字鏡地 1 0 5 番地	H19. 12. 1	41-5173	
5	奥間	比嘉 朝子	国頭村字奥間 3 4 0 番地 1	H22. 12. 1	41-5789	090-1179-8685
6	桃原	山田 梨枝子	国頭村字桃原 1 3 2 番地 1	H28. 12. 1	41-5845	
7	辺土名	屋比久 こずえ	国頭村字辺土名 1 5 1 4 番地	H28. 12. 1		090-4984-9696
8	辺土名	崎濱 峯子	国頭村字辺土名 1 4 9 番地 1	H16. 12. 1	41-5419	090-4470-2004
9	宇良	谷口 恭子	国頭村字宇良 4 3 6 番地	H28. 12. 1		090-5317-3039
10	伊地	又吉 マサ子	国頭村字伊地 2 2 7 番地	H28. 12. 1		090-7586-0622
11	与那	大城 加代子	国頭村字与那 8 6 番地	H22. 12. 1	41-5359	090-1947-9434
12	謝敷	前田 洋子	国頭村字謝敷 6 3 9 番地	H22. 12. 1	41-5546	090-7158-7776
13	佐手	宮城 達子	国頭村字佐手 6 5 2 番地	H28. 12. 1	41-2814	
14	辺野喜	金城 勇市	国頭村字辺野喜 1 3 6 番地	H28. 12. 1	41-5566	090-7468-5566
15	宇嘉	山城 初美	国頭村字宇嘉 4 7 番地	H28. 12. 1	41-5194	090-7585-1657
16	宜名真	浦崎 典子	国頭村字宜名真 4 1	H22. 12. 1	41-8433	
17	辺戸	平良 太	国頭村字辺戸 1 4 番地 1	H28. 12. 1		090-3012-4280
18	奥	白神 須真子	国頭村字奥 7 1 番地	H25. 12. 1	41-8303	090-3794-5499
19	安田	宮城 秀子	国頭村字安田 1 0 7 番地	H28. 12. 1	41-7151	
20	安波	渋井 登志代	国頭村字安波 4 9 0 番地	H27. 5. 1		090-9959-5577
21	村全域	平良 律子	国頭村字半地 2 8 5 番地 1	H28. 12. 1	41-2542	
22	村全域	山城 美江	国頭村字桃原 7	H21. 6. 1	41-2190	090-8292-6156

津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定



市町村名	No	代表地点	最大遡上高 (m)	影響開始時間 ±20cm (分)	影響開始時間 ±50cm (分)	津波到達時間 (分)
国頭村	1	奥	11.3	8	14	16
	2	安田	19.4	8	14	17
	64	辺土名	9.3	22	33	36
	65	辺野喜	6.3	20	24	25

※「沖縄県津波被害想定調査」（平成 26 年度）

【非常持出品リスト】

食糧



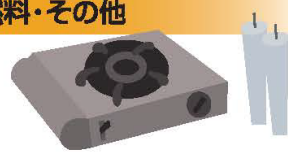
そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるもの。缶詰やレトルト食品、切りもち、チョコレート、梅干し、チーズ、調味料など。甘いものはカロリーが高く心を落ち着かせ、子どもたちも喜び、安心感を与えることができます。※赤ちゃんのいる家庭は粉ミルクや哺乳瓶なども。

水



飲料水は大人一人当たり1日3リットルが目安。飲料水以外に炊事、洗濯、トイレなどに使う生活用水の確保のため、風呂の水は抜かず、寝る前はポットやかんに水をいれておく。

燃料・その他



卓上コンロ、固形燃料や予備のガスボンベは多めに用意を。アウトドア用の携帯コンロも便利。その他、過去の地震災害で最も必要とされた携帯トイレのほか、洗面具、生理用品、ビニール袋、キッチン用ラップ、新聞紙など。

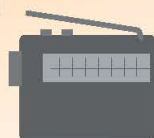
貴重品

- ☐ 現金（小銭を含む）
- ☐ 車や家の鍵
- ☐ 眼鏡、コンタクトレンズなど
- ☐ 銀行の口座番号など
- ☐ 健康保険証
- ☐ 身分証明書（運転免許証など）
- ☐ 印鑑
- ☐ 母子健康手帳



情報収集用品

- ☐ 携帯電話 ☐ 携帯ラジオ
- ☐ 家族の写真
- ☐ 家族、親戚、知人の連絡先
- ☐ 広域避難地図
- ☐ 筆記用具



便利品など

- ☐ 防災ずきんかヘルメット
- ☐ 懐中電灯
- ☐ 笛やブザー
- ☐ 万能ナイフ
- ☐ 使い捨てカイロ



便利品など

- ☐ マスク ☐ 毛布
- ☐ ビニール袋 ☐ スリッパ
- ☐ アルミ製保温シート
- ☐ 軍手か皮手袋
- ☐ マッチかライター
- ☐ 給水袋 ☐ 雨具
- ☐ レジャーシート
- ☐ 携帯トイレ



清潔・健康のためのもの

- ☐ 救急セット
- ☐ 常備薬・持病薬
- ☐ タオル
- ☐ トイレットペーパー
- ☐ 着替え（下着を含む）
- ☐ ウェットティッシュ



食品

- ☐ 非常食
- ☐ 飲料水



その他

- ☐ 紙おむつ
- ☐ 生理用品
- ☐ 粉ミルク・哺乳瓶